

鴨川アクションプランフォローアップ検討会要綱

(目的)

第1条 「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」等の鴨川の整備を実施するに当たり、PDCAサイクルのもとに府民ニーズを的確に反映しているか等について、専門家から意見を聴くため、鴨川アクションプランフォローアップ検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会では、次に掲げる項目について、意見を聴取するものとする。

- (1) 鴨川アクションプランの進捗に関する事
- (2) 公共空間整備・治水対策の内容に関する事
- (3) 府民の協働や府民からの情報収集に関する事
- (4) 鴨川の情報発信に関する事
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、鴨川の整備に関し知事が特に必要と認める事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる9名とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 検討会には、座長を置く。

- 2 座長は、検討会の進行を行う。

(公開)

第5条 検討会は公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(作業部会等の設置)

第6条 知事は、府民からの様々な情報に関し、予め整理が必要であると認めるときは、作業部会等を開催することができる。

- 2 作業部会等の構成員は、委員の中から知事が選任する。
- 3 知事が必要と判断した場合には、委員以外の者で専門的な知識を有する者を招集することができる。
- 4 委員以外の者については、委員の取扱いに準じるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月4日から施行する。

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。